

令和5年8月1日
観光文化・スポーツ部
世界遺産富士山課
課長 笠井 利昭
電話 055-223-1316(内線 4150)

報道関係者各位

富士山登山道の登山規制の検討について

県では、富士山の吉田口登山道において、登山道が過度に混雑し、危険が予測される場合には、山梨県警と連携して、登山規制を行うことを検討している。実施内容が固まり次第、改めてお知らせする予定。

1 実施理由

- ・富士山の登山者がコロナ禍前の令和元年度に比べ増加（7月30日現在）
令和5年 63,778人、令和元年 54,429人、9,349人・約17%増
（※六合目安全指導センター前通過者（速報値））
- ・今後、最も多くの登山者が富士山を訪れるお盆の時期を控え、登山者の安全確保に向けて、更なる対応を図る必要性を認識。
- ・特に、夜間、登山道が過度に混雑した場合、多くの登山者が滞留し、転倒や落石などが生じるおそれが大きくなるため、登山規制を行う方向で検討を進めている。

2 検討している対策の概要

- ・県が行っている登山者数を把握するモニタリング調査や、山頂付近に設置している安全誘導員などからの情報に基づき、深夜において山頂直下の登山道が過度の過密状態になり、危険性が認められる場合に、県と県警は連携して、登山道において規制をする。
- ・山頂付近の混雑が緩和された時点で規制を解除。

※お盆の時期までに規制に必要な体制整備を完了予定